

相談窓口

ひとり親家庭
総合サポート
センター

ひとり親の方からの、生活費など生計に関わることや仕事のこと、奨学金に関すること、住まいのこと、その他子育てに関することなど、様々な相談について、専門の相談員がアドバイスやサポートを行っています。相談は、LINEやメール、電話、オンライン(ZOOM)、来所で行っていますので、いずれか相談のしやすい方法でご連絡ください。

Tel.077-526-8801

【相談時間】午前9時～午後5時(月～金曜、第1・3土曜)

E-mail: support@nozomi-kai.com



寄り添い型の総合支援



滋賀県
母子家庭等就業・
自立支援センター

就職、転職、能力開発(職業訓練)、講習会など、就業に関する相談や情報提供を行っています。弁護士による法律相談も行っています。

Tel.0748-37-5088

【相談時間】午前9時～午後5時(午前4時まで受付)

※月曜、祝休日の翌日、GW、お盆、年末年始は休み



こころん
だいやる

育児のことやいじめ、不登校、虐待、進路など子どもや親の不安、悩みの相談に応じています。

Tel.077-524-2030

【相談時間】午前9時～午後9時(12/29～1/3除く)

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310



こころの
サポートしが
LINE相談

学校のこと、いじめのこと、友達のこと、子育てのことなど様々な悩みの相談に応じます。

【相談時間】午後4時～午後10時



その他

県内の相談窓口一覧は
ホームページにも
記載しています。



女性の悩みごと相談
(家庭における悩み)

女性の様々な相談に
応じています

中央子ども家庭相談センター

Tel.077-564-7867 #8008(短縮ダイヤル)

【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

【電話相談】毎日 午前8時30分～午後10時

※電話相談については土日・祝日・年末年始も相談可

彦根子ども家庭相談センター

Tel.0749-24-3741

【来所相談】月～金 午前9時15分～午後4時 ※要予約

【電話相談】月～金 午前8時30分～午後5時15分

お願い 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども・青少年局、またはお住まいの市福祉事務所、町役場にお寄せください。

※イラストはイメージです。

ひとり親家庭
サポートだより

第48号 令和6年2月発行

編集・発行

滋賀県健康医療福祉部
子ども・青少年局

tel.077-528-3554

fax.077-528-4854

E-mail:em0002@pref.shiga.lg.jp

vol.48

2024.春号

ひとり親家庭

サポートだより

CONTENTS

- ひとり親家庭等生活実態調査…………… [P2]
- 高等学校等に修学する方への…………… [P5]
奨学制度のお知らせ
- 相談窓口…………… [P8]



滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査を実施しました！

県内のひとり親家庭の生活や就労状況の実態を把握し、今後の施策を検討する資料とするため、令和5年8月にひとり親家庭を対象としたアンケート調査を行いました。調査は、無作為抽出したひとり親家庭に、調査票を郵送して行いました。調査にご協力いただきましたご家庭につきましては、厚く御礼を申し上げます。

世帯数

前回、前々回調査に比べ
母子家庭・父子家庭の世帯数は減少しました。

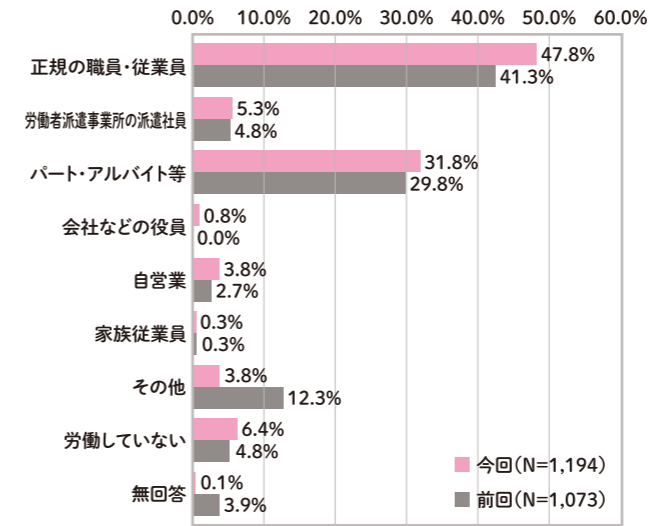
	母子家庭 世帯数	父子家庭 世帯数	県全体 世帯数
前々回H26	13,197	1,255	548,352
前回H30	13,387	1,173	564,472
今回R5	11,822	912	612,474



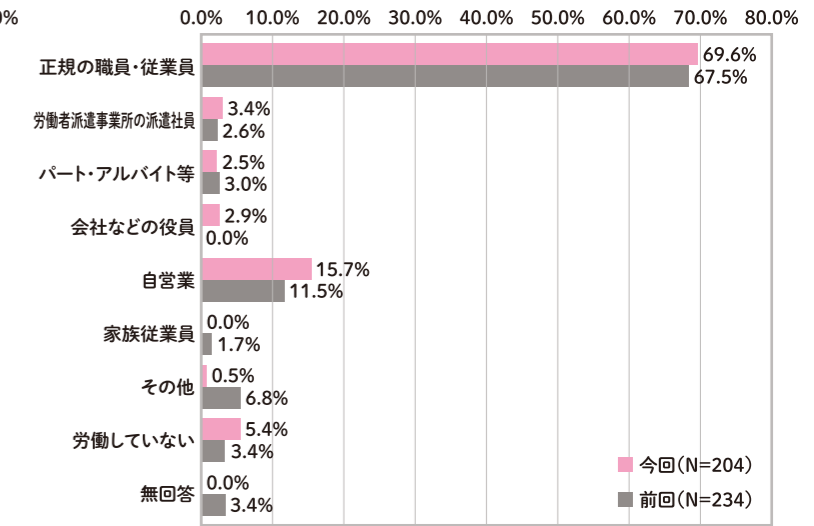
就業状況

母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就労中。
正社員の割合が増えましたが、母子家庭の非正規雇用の割合は依然として高い状況です。

母子家庭



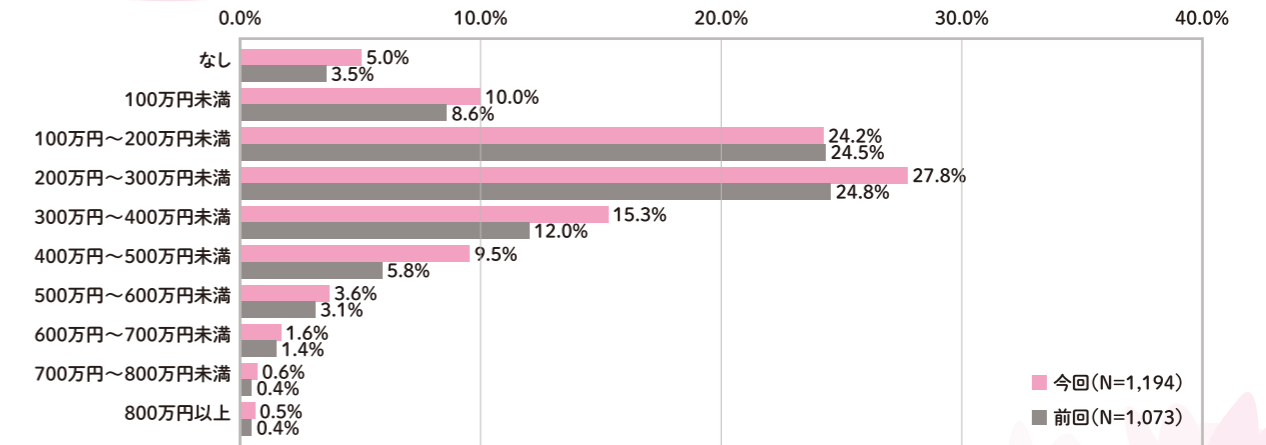
父子家庭



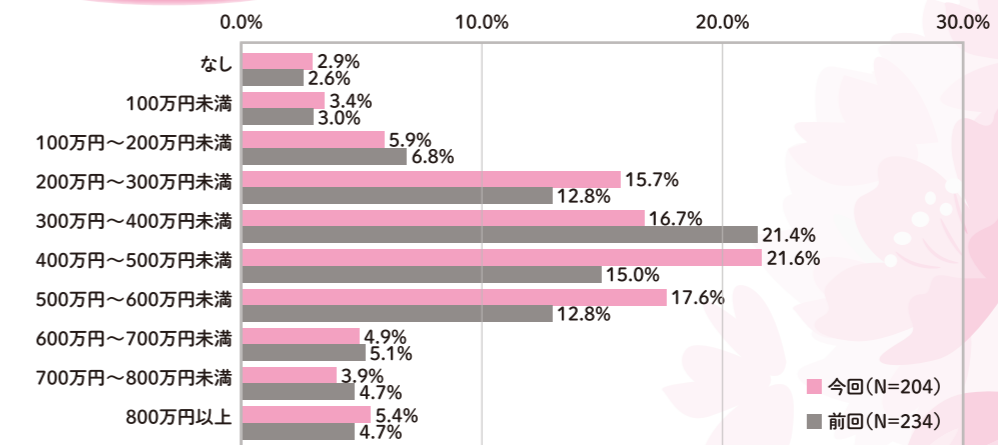
世帯年収などの状況

母子家庭、父子家庭ともに年間就労収入は増加傾向にありますが、母子家庭では300万円未満の世帯が67%にのびります。

母子家庭



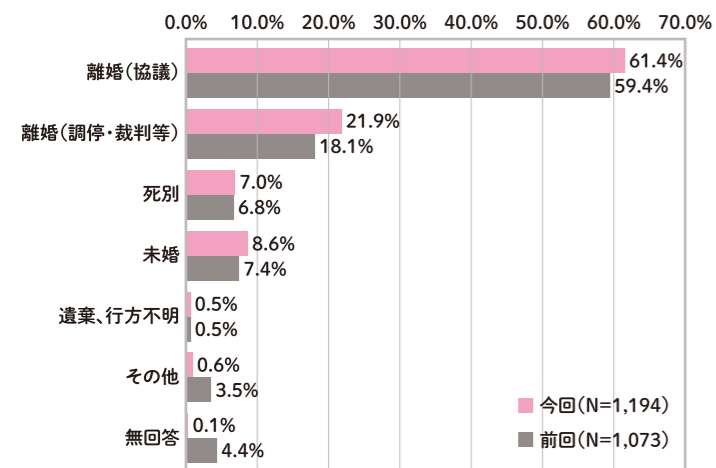
父子家庭



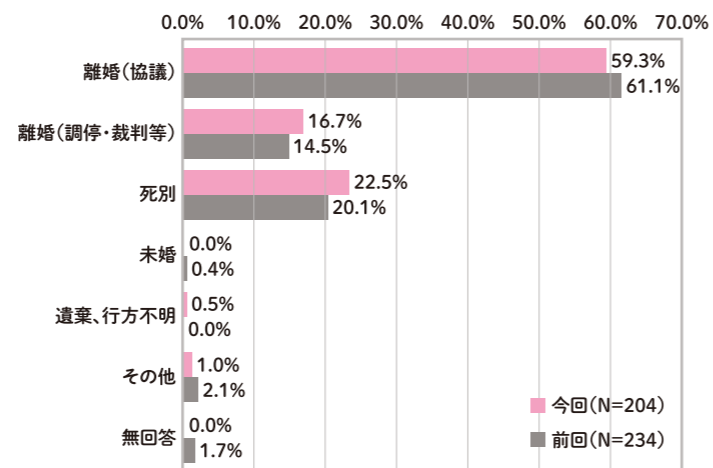
ひとり親家庭になった事情

母子家庭、父子家庭ともに約8割は離婚が理由となっています。

母子家庭



父子家庭



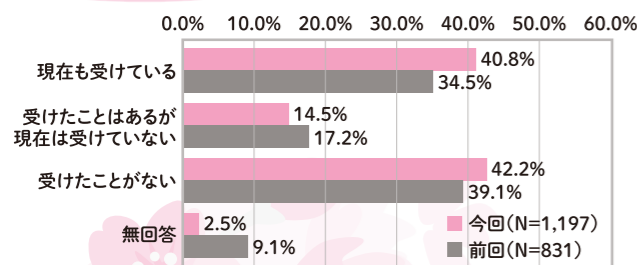
世帯人員の状況

母子家庭の平均家庭人員は3.2人、父子家庭の平均家庭人員は3.6人
子ども以外の同居者がいる割合は父子家庭のほうが高くなっています。

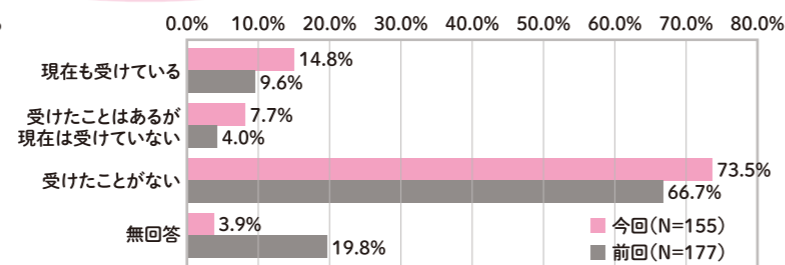
養育費の状況

- 取り決め率：母子家庭 61.6%、父子家庭45.8%
 - 受給率：母子家庭 40.8%、父子家庭14.8%
- 前回より改善していますが、さらなる支援が求められます。

母子家庭



父子家庭



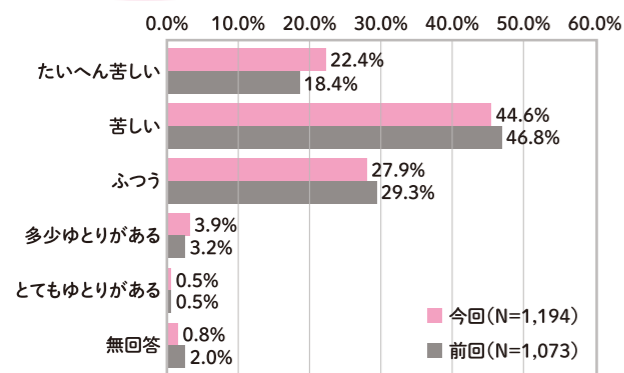
親子交流(面会交流)の状況

母子家庭の34.8%、父子家庭の47.1%が親子交流(面会交流)を実施しています。

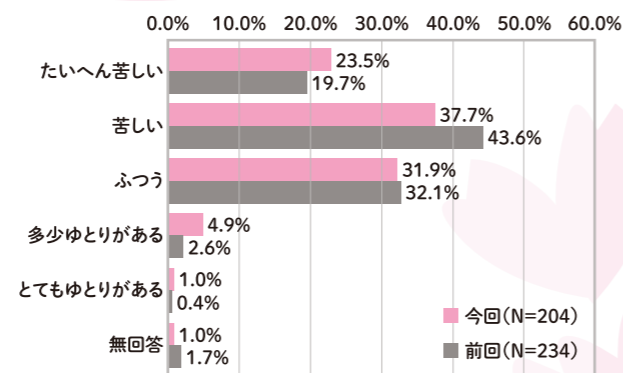
暮らし向きに対する意識

「たいへん苦しい」の割合が増加。就労収入は増加傾向であるのに比べ、暮らし向きに対する意識は悪化しています。

母子家庭



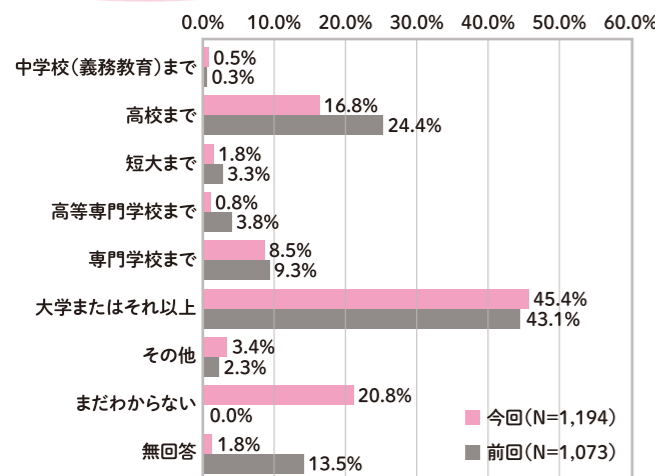
父子家庭



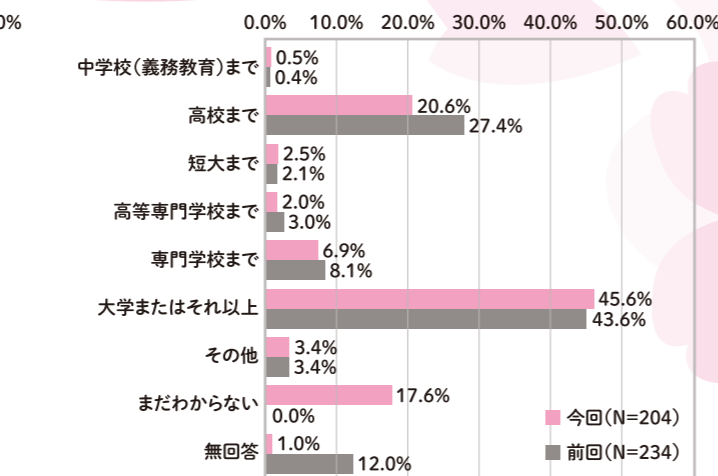
子どもの最終進学目標

「大学またはそれ以上」を希望する割合が4割以上です。

母子家庭

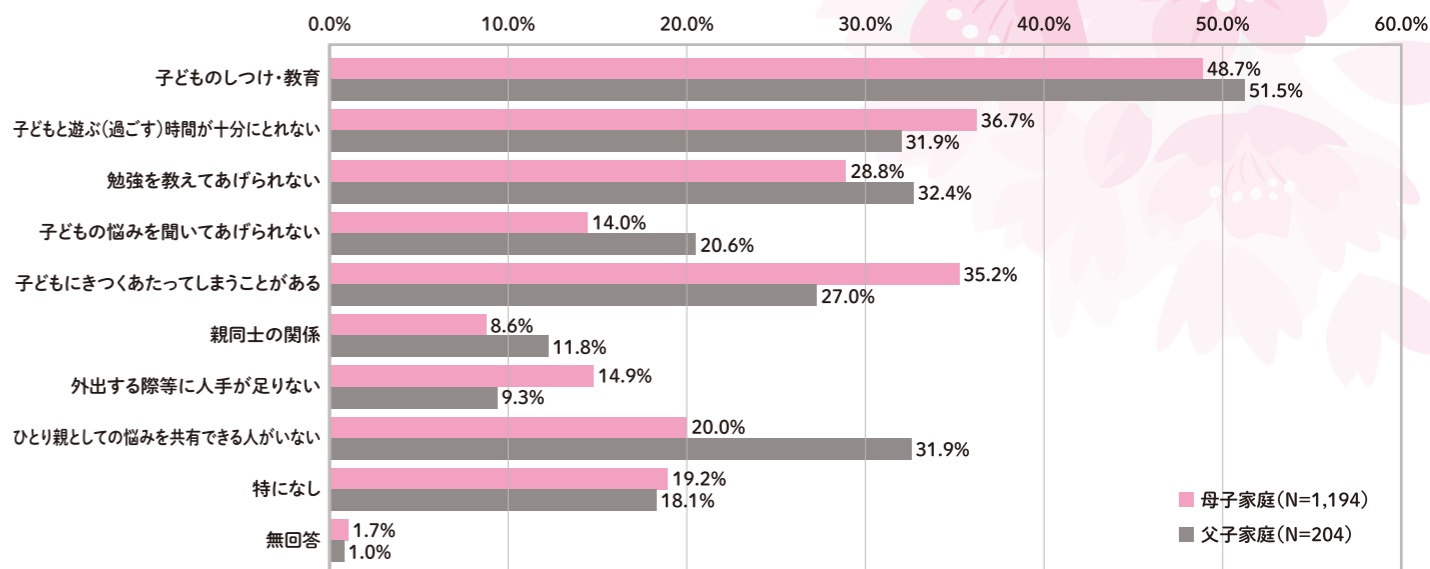


父子家庭



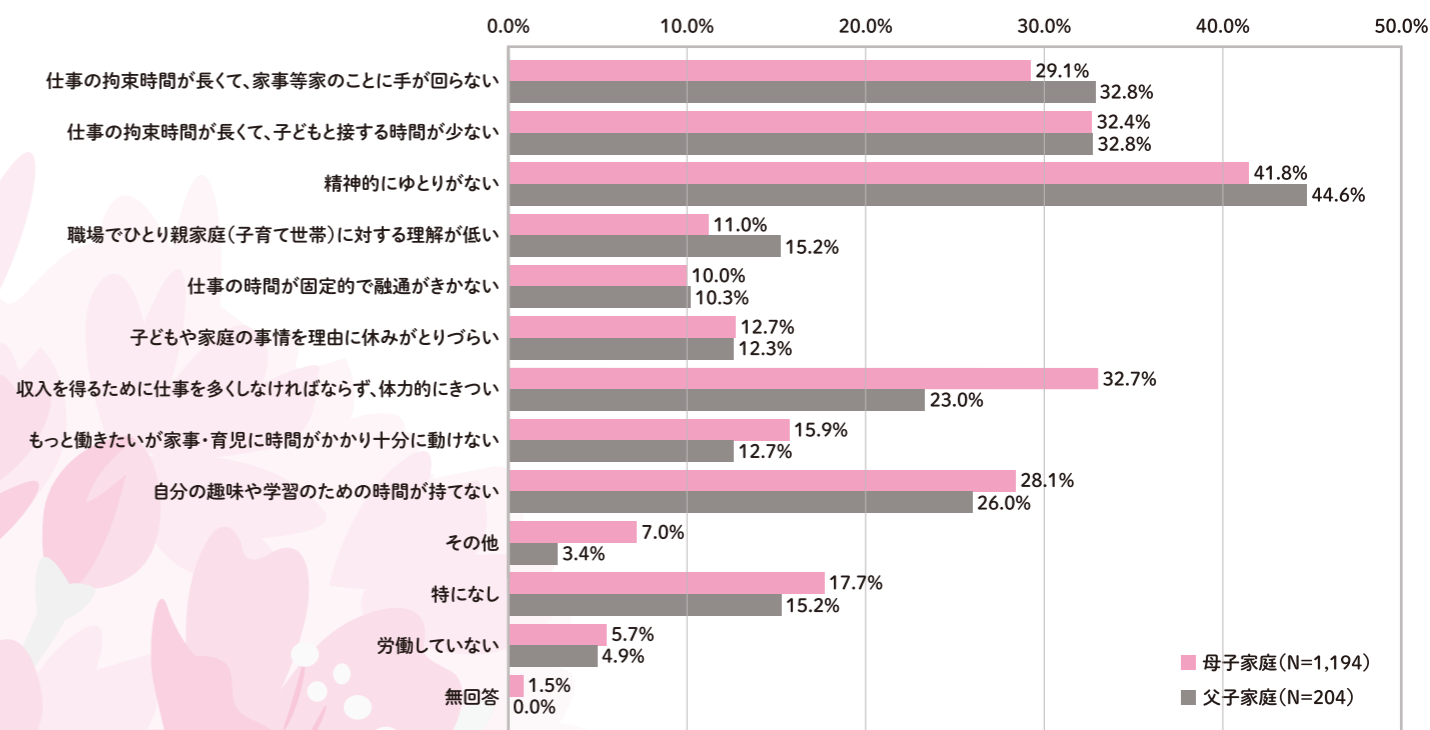
子育てについての悩み

「子どものしつけ・教育」が最多となっています。



生活と仕事を両立する上での悩み

「精神的にゆとりがない」が最多となっています。



「今回の調査では子育て、生計維持を一人で担うひとり親の困難な状況が浮かび上がりました。

結果を今後のひとり親支援に活かしていきます。

調査結果の詳細は県のホームページに掲載しています。皆様から頂いたご意見も数多く掲載しました。

ぜひご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/335919.html>





高等学校等に修学する方

への奨学制度のお知らせ



高等学校等就学支援金

概要

保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な場合、国から授業料にあてるための「高等学校等就学支援金」を支給します。

支給要件 すべて該当 すること

- 日本国内に住所を有していること。
- 保護者等が所得基準を満たすこと。
- 高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、本制度の対象として文部科学省が指定する各種学校(課程)に在学していること。
- 過去に対象校種に在学した期間が通算して36か月(定時制・通信制は48か月)を超えていないこと。
- 過去に高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業または修了したことがないこと。

所得基準

保護者等の所得について、次の計算式により判定
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

申請時期

1年生の4月に学校を通じて申請。以降は、学校からの案内に従い手続を行う。

問合せ先

国立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 **Tel.077-528-4587**
私立高等学校等 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 **Tel.077-528-3271**



滋賀県私立学校特別修学補助金(高等学校)

概要

滋賀県内の私立高等学校等において、就学支援金の支給額が低額に留まる世帯を対象に、県から特別修学補助金を上乗せして助成し生徒の修学を支援します。
(授業料を減免した高等学校等を設置する学校法人に対する補助)

支給要件

滋賀県内の私立高等学校または中等教育学校(後期課程)に在学する生徒の保護者等で、県内に居住すること。

所得基準

高等学校等就学支援金と同じ計算式

申請時期

在学する高等学校等が定める期日までに学校を通じて申請(例年、夏季休業前後)

問合せ先

滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 **Tel.077-528-3271**

《就学支援金および特別修学補助金の支給額(全日制の場合の年額)》※令和5年度の支給額

	所得基準算出額	就学支援金の支給額	特別修学補助金の上乗せ額	年収目安(参考)
公立	304,200円未満	118,800円	—	910万円未満
私立	154,500円～ 304,200円未満	118,800円	59,400円	590万円～ 910万円未満
	154,500円未満	(最大)396,000円	—	590万円未満



奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)

概要

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)を支給します。

支給要件 すべて該当 すること

- 生徒の保護者等が滋賀県内に住所を有していること。
- 生徒の保護者等の都道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円(非課税)であること。

《支給額(年額)》
※令和5年度の支給額

公立	32,300円～143,700円
私立	52,600円～152,000円
通信制	32,300円～ 52,600円
専攻科	50,500円～ 52,100円

※扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって支給額が異なります。

申請時期

7月頃に在学する高等学校等を通じて申請
※新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能(年額の一部を前倒しで支給するもの)

問合せ先

国立高等学校等 滋賀県教育委員会事務局 教育総務課 **Tel.077-528-4587**
私立高等学校等 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 **Tel.077-528-3271**



生活福祉資金貸付

概要

低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学、または高等専門学校に入学、修学するために必要な経費を貸与します。

貸与要件

県内に住居している者であって、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯(生活保護基準の1.7倍程度)

《貸与額(無利子)》

教育支援費 (月額)	高等学校	35,000円以内	大学	65,000円以内
	高等専門学校	60,000円以内	短期大学	60,000円以内
就学支度費 (入学に必要な一時金)	500,000円以内			

返還

- 据置期間 卒業後6月以内
- 償還期限 据置期間経過後20年以内

申請時期

随時申込

問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 **Tel.077-567-3903**



母子父子寡婦福祉資金貸付

概要

ひとり親家庭や寡婦の方等に、高等学校、大学(院)、高等専門学校または専修学校に入学、修学するための必要な資金を貸付しています。

貸付要件

経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童
※滋賀県奨学資金、滋賀県高等学校等定時制課程、通信制課程修学奨励金および生活福祉資金との併用はできません。

《貸付額(無利子)》

修学資金 (月額)	高等学校	18,000円～ 35,000円
	高等専門学校	21,000円～ 76,600円
	専修学校(専門課程)	45,000円～ 84,300円
	短期大学	45,000円～ 87,300円
	大学	47,300円～ 97,300円
就学支度資金 (一時金)	大学院	88,000円～122,000円
	高等学校	150,000円～420,000円
	短期大学、大学、高等専門学校、大学院	410,000円～590,000円

※国公立・私立の別、自宅通学・自宅外通学の別により貸付金額が異なります。

返還

学校卒業後の6か月後から返還

申請時期

修学資金 就学前の申込み可能。事前相談必要
就学支度資金 就学前に申込み。事前相談必要

問合せ先

滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局
Tel.077-528-3554



日本学生支援機構奨学金

学生・生徒で、経済的な理由により大学等の修学が困難な方に資金が貸与または給付されます。
在学する学校の先生に相談してください。

